公的資金補償金免除繰上償還の実施について

概 要

地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施等を条件に、地方公共団体に対する公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金)の貸付金の一部について、補償金を免除した繰上償還を実施する。

繰上償還を希望する当該地方公共団体は、抜本的な行政改革・事業見直しを含んだ行政改革に係る財政健全化計画又は 公営企業経営健全化計画(以下、「財政健全化計画等」という。)を策定し、総務大臣及び財務大臣へ提出する。

これを受け、総務大臣及び財務大臣は、財政健全化計画等が行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のために補償金の免除が必要であると認めるときに、当該地方公共団体へその旨通知する。

承認を受けた財政健全化計画等及びその執行状況については、議会へ報告するとともにホームページ等で公表するものとする。

なお、繰上償還の総額が一定程度を超える場合、又は提出された財政健全化計画等の実施状況を確認した上で、その状況が不当に実施されていないと認められる場合は、繰上償還額を調整して減額又は繰上償還を中止、延期等することがある。

平内町については、平成19年12月22日付け総務大臣より、又同年12月21日付け財務大臣より財政健全化計画 等について、承認されたので別添のとおり財政健全化計画等を公表する。

対象となる地方債

平成4年5月31日までに当該地方公共団体に貸し付けられたもの。(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金) 平成5年8月31日までに当該地方公共団体に貸し付けられたもの。(公営企業金融公庫資金)

※ 公営企業金融公庫資金の公営企業借換債を含む。

対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件

- ●年利 5% 以上 6%未満 の地方債 → 実質公債費比率が18%以上の団体
- ●年利 6% 以上 7%未満 の地方債 → 実質公債費比率が15%以上の団体
- ●年利 7% 以上 の地方債 → 実質公債費比率が15%未満であるが、

- ※ 旧資金運用部、旧簡易生命保険資金については、財政力指数が1.0以上の団体は対象としない。
- ※ 合併市町村については、対象団体要件を緩和する。
- ※ 公営企業債(上水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業、都市高速鉄道事業、下水道事業、病院事業)についても、普通 会計債と同様の水準の要件を適用する。

- ※ 実質公債費比率:従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PF I や一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入した指標で、公債費がどの程度財政に負担を与えているかを示すもの。
- ※ 経常収支比率:経常的経費(人件費・扶助費・公債費等)に経常一般財源収入(地方税・地方交付税・地方譲与税等)がどの程度充当されているかをみるもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることとなる。
- ※ 財政力指数:基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、この指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

繰上償還希望額

平内町普通会計債分

(単位:百万円)

区	分	年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		27. 3	14. 4	41. 6
	補償金免除額		3. 7	0. 7	4. 4
旧簡易生命保険資金			45. 6	6. 3	51. 9
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		2. 0		2. 0

平内町公営企業債分(上水道事業)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	315. 8	202. 3	92. 7	610. 7
	補償金免除額	46. 8	54. 9	14. 5	116. 2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	0	0

繰上償還時期

年 利	年利5%以上	年利6%以上	左手! フロイド! ト
資金区分	6 %未満	7 %未満	年利7%以上
旧資金運用部資金	平成22年3月定期償還日	平成21年3月定期償還日	平成20年3月定期償還日
旧簡易生命保険資金	平成22年3月定期償還日	平成22年3月定期償還日	平成20年9月定期償還日
公営企業金融公庫資金	平成20年3月又は	平成20年3月又は 平成20年3日字期億	
公呂正未並熙公庫貝並 	9月定期償還日	9月定期償還日	│ 平成20年3月定期償還日 │

繰上償還財源等

繰上償還額の財源内訳については、銀行から低金利で借換するほか、一般財源をもって返済することとする。低金利で 借換することにより支払利息が減額されるが、それによる効果額も含めより一層行財政改革に取り組む必要がある。

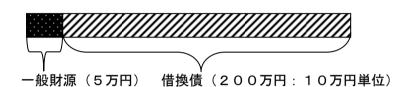
(イメージ1)繰上償還財源内訳

~例~

●高金利分を繰上償還する(元金205万円分)。 → 繰上償還日:平成20年3月25日

●繰上償還額財源内訳

繰上償還額=元金分205万円



(イメージ2)繰上償還後、低金利で借換(借換日:平成20年3月25日)することによる効果額

~例~·借換した地方債は年2回(1回目:平成20年5月27日、2回目平成20年11月27日)据え置きなしで償還する。

・1回につき100万円の元金を償還する。※うるう年は考慮しないで試算する。

●繰上償還後も年利7%のまま借り続けた場合(高金利)

1回目200万円×7%× 64日/365日≒24.547円 2回目100万円×7%×184日/365日≒35.287円

支払利息 計59.834円

●年利3%で借換した場合(低金利)

1回目200万円×3%× 64日/365日≒10.520円 2回目100万円×3%×184日/365日≒15. 123円

支払利息 計25.643円

借換後の元金200万円 利息59.834円 借換後の元金200万円 利息25.643円 効果額=59.834-25.643=34,191円 ⇔ この分利息を支払わなくてよい。⇔ 効果額

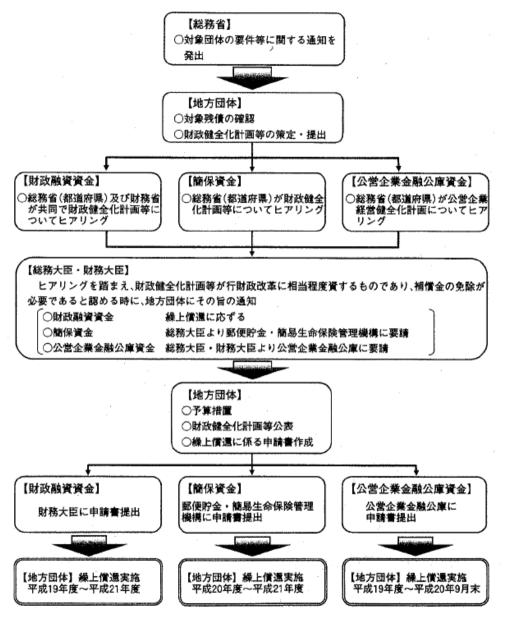
※参考 繰上償還による最終償還日までにおける効果額

普诵会計

1.180 万円

約 1億4,120万円 水道事業会計

借換分の利息については約3%以内で試算したが、効果額については借換の利率等により変動する場合がある。



※「財政融資資金」は、「旧資金運用部資金」と読み替えするものであること。